

会員各位

協同組合近畿整骨師会  
理事長 田中宏彦  
保険部長 畠中利恭

## — 保険部連絡 —

「柔道整復師の施術に係る療養費について」「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」等の一部改正について

### — 押印・ぼ印の取扱いについての疑義解釈 —

平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

令和3年3月26日付保険部連絡で周知させて頂きました令和3年3月24日付「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について(保発0324第1号)「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」等の一部改正について(保医発0324第1号)ですが、多数の問い合わせがありました以下疑義について厚生労働省より直接回答を得ましたので取り急ぎ会員の先生方に周知させて頂きます。

#### 1、柔道整復療養費支給申請書について

- ・「施術証明欄」に柔道整復師の押印があった場合不備返戻となるのか  
→ 不備返戻とはしない
- ・「受取代理人への委任の欄」へ柔道整復師の代理署名の場合は、患者のぼ印ではなく押印されていた場合不備返戻となるのか  
→ 患者の押印でも不備返戻とはしない

#### 2、共済総括表について

- ・共済総括表への柔道整復師の押印は現状通りか  
→ 各共済で未だ厚労省通知を把握していない所がありますので、念の為当面は押印してください。情報がありましたらご連絡させて頂きます。

#### 3、保険者の対応

- ・全国健康保険協会和歌山支部には厚生労働省より本会が直接得た回答を持って保険者としてその取扱いとするよう本会審査委員より伝え、上記同様の取扱いとの確約を頂いています。
- ・生活保護については施術券及び施術報酬請求明細書(申請書)・給付要否意見書へ押印は不要となりましたが、生活保護法請求書(総括表)については今後も必要となります。(和歌山市)

#### 4、今回の一部改正に問われていない学校安全会、柔道整復師発行の紹介状、診断書、領収書等については従来通りです。

取扱いは保険者判断となるのは変わりませんが上記について本会会員に対し保険者から不備返戻があれば「厚生労働省が承諾している」と記入して再申請を行ってください。

※確認内容の詳細は、協同組合近畿整骨師会ホームページをご覧ください。

※郵送による資料配布を希望される会員は組合事務局までお問い合わせ下さい。